

# 兵庫県立松陽高等学校定時制課程いじめ防止基本方針（改）

## 1 学校の基本方針

本校は「夢の実現への支援 ～面倒見一番の学校を目指して～」というスローガンを掲げ、多種多様な価値観や経歴を持った定時制高校の生徒を一人でも多く有益な社会人として送り出すことを使命とし、様々な教育活動にあたっている。

「いじめのない安全安心な学校生活づくり」が、入学してきた生徒を一人でも多く進級・卒業へと導くとの考えのもとに、いじめ防止基本方針を定めるものである。

いじめは、「人として決して許されないこと」であることを全教職員の共通認識として持たねばならない。また、そのために、様々な機会を通して「いじめは、どの学校、どの学級、どの生徒にも起こりうること」「いじめは、生徒の生命、心身や財産に重大な被害を与えうるもの」という認識に立ち、いじめに関する**教育や啓発活動を生徒や保護者に行うこと**、全教職員が常に**いじめを見逃さない視点を持つこと**と、そのための資質の向上など**研修に努めること**、いじめに関する諸問題に対し、組織的な対応を行うとともに家庭や地域社会、職場や専門的な外部関係機関と**連携を密に行うこと**、いじめに対して毅然とした態度で臨むことを本方針の基本方針とする。

## 2 基本的な考え

本校では、入学生全生徒の中学校訪問、教育相談や担任による個別面談などを行い、**生徒の内面理解に努め、心の通い合う生徒指導**を行っている。いじめ問題に関しては、講演会や研修会、実態把握のためのアンケート・情報モラルの周知徹底を行い、いじめ行為の撲滅に向けて取り組んでいるところであるが、本方針についても「心の通い合う生徒指導」の精神を継承し、基調とする。

次に、本校生徒の特徴として、年齢、家庭環境、学習歴や生育歴などの面で、多様な背景や考え方があること、不登校経験のある生徒も多く、学校生活の仕方、対人関係の構築や処理の仕方が分からない生徒も少なくない、という特徴がある。このような状況は、いじめや暴力を含む対人関係のトラブルが発生し易い土壌ともいえる。そのため、直接的にいじめ予防のための教育を実施することはもちろんのこと、様々な機会を通して、人権感覚やコミュニケーション能力、自尊感情の向上に資する教育活動を行い、学級集団づくりや、いのちを大切に作る気持ちを育て、**いじめを生まない土壌づくり**を行っていくことが急務である。

また、学校や家庭が連携し、同じ価値観のもとで子供を育てることが必要であるとの観点から、いじめについての認識、基本方針や考え方を、学校や教職員だけのものではなく、**生徒、保護者ひいては地域も含めた共通認識**となるよう、様々な機会を捉えて啓発活動を行う。いじめ撲滅は、県民全体の強い願いであり、重大な事態を招くことが決してないよう、警察とも情報を共有する姿勢をとり、教職員一丸となって本方針の実施にあたる。

### 3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

#### (1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの**校内組織及び連携する関係機関**を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、**早期発見のためのチェックリスト**を別に定める。

別紙2 チェックリスト

#### (2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの未然防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、**年間の指導計画**を別に定める。

別紙3 年間指導計画

#### (3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの**解決に向けた組織的対応**を別に定める。

別紙4 組織的対応

### 4 重大事態への対応

#### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」や、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。このような状況が認められた場合には、重大事態としての認識を持ち、適切に対応することとする。

#### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

別紙5 対応例

## 5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、保護者会、三者懇談、学校評議委員会などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ予防対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。